

## 特別養護老人ホーム ひだまり

低所得者対策として以下の制度が適用されます。

### ①「居住費」・「食費」の負担軽減について

利用者負担となる「居住費」・「食費」が、低所得者に対して助成されます。

助成対象は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

負担段階は、利用者(ご家族)の申請により各市区町村が決定します。

負担段階	対象要件	居住費	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者	820円/日	300円/日
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入額 80万円以下 ・預貯金額等 単身650万円、夫婦1,650万円	820円/日	600円/日
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入額 80万円超120万円以下 ・預貯金額等 単身550万円、夫婦1,550万円	1,310円/日	1,000円/日
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入額 120万円超 ・預貯金額等 単身500万円、夫婦1,500万円	1,310円/日	1,300円/日
第4段階	・上記以外の方	2,006円/日	1,445円/日

※年金収入額＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

### ②社会福法人による利用者負担軽減制度

低所得者の方は、申請により社会福祉法人減免制度が適用され、利用料が減額されます。

減額割合は、1/4(高齢福祉年金受給者の方は1/2)

減額制度を受けるためには、各市区町村への申請が必要となります。

要件
以下 ①～⑤の要件wのすべてを満たす方等の内、生活が困難な方として市町村長が認めた方。 ①世帯の年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)で市町村民税非課税世帯 ②預貯金等が合計350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない

### ③高額介護サービス費

介護サービス費(1割負担分)が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払戻されます。

対象区分	負担の上限額(月額)
生活保護受給者	15,000円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額の合計が80万以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
市町村民税課税～課税所得 380万円(年収 約770万円)未満	44,400円(世帯)
課税所得 380万円(年収 約770万円)～課税所得 690万円(年収 約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得 690万円(年収 約1,160万円)以上	140,100円(世帯)